

並行権限の要件について

○ 地方分権推進委員会第1次勧告（平成8年12月20日）（抜粋）

第一章 国と地方の新しい関係

Ⅴ 国と地方公共団体の関係についての新たなルール

1 関与の基準

(2) 自治事務（仮称）に係る国の関与の類型

③ 是正措置要求、指示

* なお、自治事務（仮称）として地方公共団体が処理する事項に関し、その性質上特に必要があるものについて、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合には、国は、法律の定めるところにより、直接事務を処理することができるものとする。

○ 地方分権推進計画（平成10年5月29日）（抜粋）

第2 国と地方公共団体との役割分担及び国と地方公共団体の新しい関係

4 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等の在り方

(1) 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等の基準

サ 国の直接執行

自治事務として地方公共団体が処理する事項に関し、その性質上特に必要があるものについて、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合には、国は、法律の定めるところにより、直接事務を行うことができる。

○ 参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会附帯決議（平成11年7月8日）（抜粋）

自治事務に関わる国の直接執行についても、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、国民の利益を保護する緊急の必要があり、かつ、国がこれを行うことが不可欠である場合など、限定的・抑制的にこれを発動すること。